

各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

基準雇用者数等の計算に関する明細								
基準雇用者数等の計算								
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	人	差引 (2) - (3)	4	人			
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2		(1) ≥ (4) の場合 (1) - (4)	5				
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3		(1) < (4) の場合 (4) - (1)	6				
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項								
認定年月日	平	・	事業実施地域	計画の区分	拡充型・移転型			
地方事業所基準雇用者数の計算								
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	7	人	差引 (8) - (9)	10	人			
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	8		(7) ≥ (10) の場合 (7) - (10)	11				
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	9		(7) < (10) の場合 (10) - (7)	12				
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数の計算								
適用年度	平	・	人	認定年月日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日から最終適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間の月数	18	月		
	平	・			14	最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数	19	人
	平	・			15	$(17) \times \frac{36 - (18)}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$		
	平	・			16	基準年度	20	平 平 ・ ・
地方事業所特別基準雇用者数 (13) + (14) + (15) + (16)	17		(17) (マイナスの場合は0)	21	人			
給与等支給額の計算に関する明細								
当期における給与等の支給額	22				円			
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	23							
給与等支給額 (22) - (23)	24							
比較給与等支給額の計算に関する明細								
連結事業年度 又は事業年度	給与等の支給額	(26)のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (26) - (27)	当期の月数 (25)の連結事業年度又は事業年度の月数	改定給与等の支給額 (28) × (29)			
25	26	27	28	29	30			
調整対象年度	円	円	円	円	円			
平	・							
平	・							
平	・							
平	・							
計								
当該適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (30の計) ÷ (調整対象年度数)	31							
比較給与等支給額 (31) + ((31) × (別表六の二十五)「3」) × $\frac{30}{100}$	32							

別表六の二（十五）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項から第3項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「適用年度」の各欄は、措置法第68条の15の3第5項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の「7」から「10」までの各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

3 「認定年月日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日から最終適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間の月数 18」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数 19」の各欄は、措置法令第39条の45の3第16項（雇用者の数が増加した場合の法人税額

の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載します。

4 「基準年度 20」は、措置法第68条の15の3第2項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同法第42条の12の2第2項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含みます。）を記載します。

5 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）開始の日の前日における措置法第68条の15の3第5項第4号に規定する雇用者の数が零である場合には、

「比較給与等支給額
(31)+(31)×(別表六の二(十五)「3」)× $\frac{30}{100}$ 」³² 中

「(31)+(31)×(別表六の二(十五)「3」)× $\frac{30}{100}$ 」とあ

るのは、「(31)+(31)× $\frac{30}{100}$ 」として記載します。